道路事業の事業主体、施行区分について 一答申-

平成23年5月30日

社会資本整備審議会

道路事業の事業主体、施行区分に係る意見について

標記の件については、下記の通りとする。

【道路事業】

事業名		意見
一般国道468号 首都圈中央連絡自動車道	久喜白岡JCT ~つくば中央	事業主体、施行区分については、
	がなしき 稲敷 ~大栄JCT	妥当である
一般国道475号 東海環状自動車道	関広見 関広見 ~四日市北JCT	事業主体、施行区分については、 妥当である

なお、今後の一般国道での有料道路事業の活用のあり方について検討すること。 また、今後の事業の進捗に関しては、適切にフォローアップを行うこと。